

公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます

平成 29 年 8 月 1 日から公的年金の受給資格期間が 10 年へ短縮されます

公的年金の受給資格期間（年金をもらうために最低限必要な加入期間）を満たすには、原則として、①国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間（保険料未納期間は除く）②第 1～4 号厚生年金被保険者の加入期間③合算対象期間（一般的にはカラ期間と呼ばれていますので、以下、カラ期間とします）の合計が 25 年（300 月）以上必要です。

平成 24 年に「年金機能強化法」が成立したことで、当初は平成 27 年 10 月に受給資格期間が 10 年（120 月）に短縮される予定でした。

ただし、受給資格期間の短縮の実施時期は、消費税率 8% から 10% への引き上げ時期に連動するとされていました（受給資格期間の短縮により新たに年金が受給できるようになる方に支払う年金の財源確保が必要となるため）。

その後、平成 27 年 10 月に予定されていた消費税率 10% への引き上げが、延期されて平成 29 年 4 月からとなり、さらに再延期で平成 31 年 10 月となったため、なかなか受給資格期間の短縮が実施できない状況となっていました。

それが、今回、「改正年金機能強化法」が成立したことで、受給資格期間の短縮の実施時期は、消費税 10% への引き上げ時期に連動しなくなり、少しでも早く無年金者を減らすことを優先して平成 29 年 8 月 1 日に実施されることになりました。

なお、今回の法改正は、かなり大きい改正ですが、まだ、手続き方法などの詳細は決まっていないので、今後、最新情報につきましては、本支所金融窓口で広報いたします。

公的年金の受給資格期間

現在

法改正（平成 29 年 8 月 1 日実施）

①+②+③ ≥ 25 年（300 月）以上必要 → ①+②+③ ≥ 10 年（120 月）以上必要

①国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間（保険料未納期間は除く）

+

②第 1～4 号厚生年金被保険者の加入期間

- ・第 1 号厚生年金被保険者（一元化前の厚生年金の被保険者）
- ・第 2 号厚生年金被保険者（一元化前の国家公務員共済組合の組合員）
- ・第 3 号厚生年金被保険者（一元化前の地方公務員共済組合の組合員）
- ・第 4 号厚生年金被保険者（一元化前の私立学校教職員共済組合の組合員）

+

③合算対象期間（カラ期間）

原則として、すべての方が国民年金に加入することとなった昭和 61 年 4 月より前に国民年金に任意加入できたが任意加入しなかった期間等、年金額には反映されないが受給資格期間の計算には算入できる期間のことで、主なカラ期間としては、以下のものがあります。

- ・昭和 61 年 3 月までの厚生年金（共済組合）加入者の被扶養配偶者（サラリーマンの妻）
- ・平成 3 年 3 月までの学生だった期間
- ・日本人が海外に在住している期間
- ・日本に帰化した方、永住許可を受けた方などの在日期間で、国民年金の被保険者とならなかった昭和 36 年 4 月から昭和 56 年 12 月までの 20 歳以上 60 歳未満の期間

公的年金の受給資格期間の短縮の対象者、年金請求書の送付時期

受給資格期間の短縮で、新たに年金の受給権が発生する方は約 64 万人と見込まれています。日本年金機構や共済組合が保有している加入情報で 10 年以上の加入期間が確認できる方には、平成 29 年 2 月下旬から 5 回に分けて、年金請求書が送付される予定です。

ただし、実際の加入期間とカラ期間を使って 10 年以上の受給資格期間を満たす方の場合、カラ期間が利用できるか判定するためには、在学期間、婚姻期間、海外在住期間などの確認が必要となりますが、このような確認に必要な情報を日本年金機構や共済組合は保有していません。

そのため、実際の加入期間が 10 年未満の方の場合、日本年金機構や共済組合は保有している加入情報だけでは、その方が受給資格期間を満たしているか確認できないため、年金請求書も送付されません。

実際の加入期間とカラ期間を使って 10 年以上の受給資格期間を満たす方や受給資格期間を満たせるか不安がある方は、本・支所金融窓口までご相談下さい。

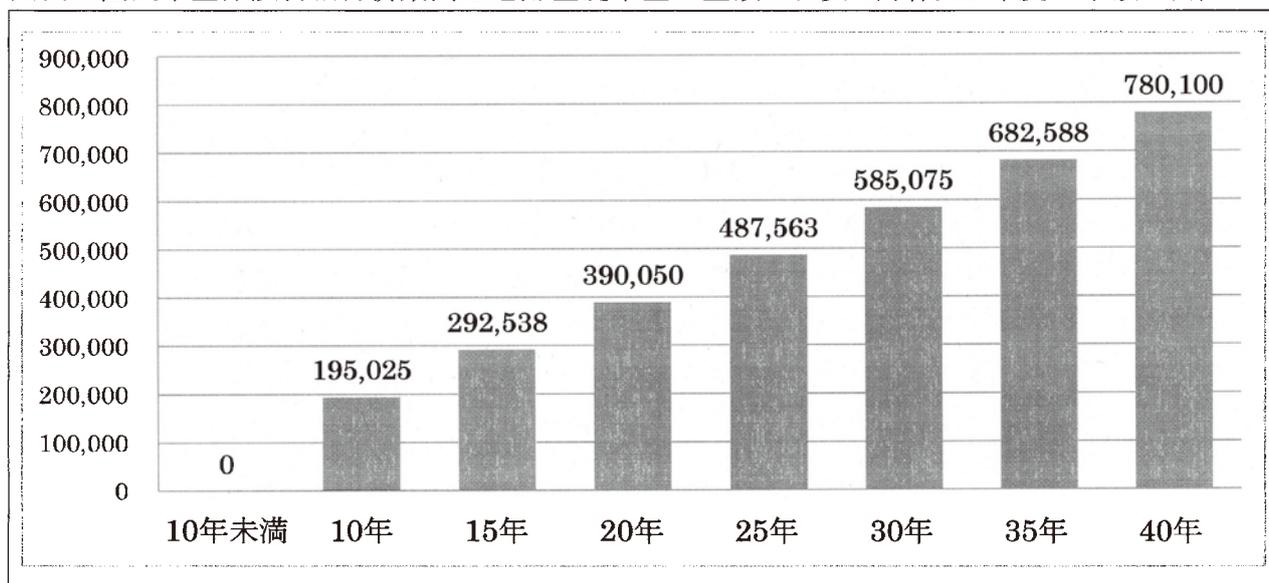
いつから、どれぐらいの金額の年金が受給できるようになるのか

年金は受給権が発生した日の属する月の翌月分から受給できるようになります。今回の法改正で受給権が発生する方は、平成 29 年 8 月 1 日に受給権が発生するので、平成 29 年 9 月分の年金から受給できるようになります。通常の年金振込は偶数月の 15 日（金融機関の休業日の場合は、その前の営業日）に過去 2 ヶ月分が後払いされるため、初回（平成 29 年 9 月分の年金）の振込日は、平成 29 年 10 月 13 日（金）となる見込みです。

国民年金保険料納付済期間と老齢基礎年金の金額の目安は図表をご参照下さい。

なお、老齢厚生年金の年金額は、その方が厚生年金に加入していたときの給料額や加入期間の長短で個人差があります。

図表 国民年金保険料納付済期間と老齢基礎年金の金額の目安（平成 28 年度の年額・円）



※当 JA では、ただいま、【年金お受取り・ご予約キャンペーン】を実施しており、年金のお受取り、または、ご予約をいただいたお客様に限定した商品をご提供させていただいております。

また、現在当 JA で年金をお受取りいただいておりますお客様を含めて年金に関する様々なご相談やお手続きについても、当 JA で対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

J A阿波町 年金受取特典のご案内



定期貯金をお得にご利用！

預入限度300万円まで
店頭金利+上乘せ金利

(上乘せ利率は、情勢に応じて変動有)



コンサート
ご招待！

第1回小林幸子

第2回坂本冬美

第3回川中美幸

第4回コロケ

(平成29年7月予定)

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。
参加資格/JA年金受給者及び予約者に限ります

グラウンド・ゴルフ県大会
お弁当と参加賞を御用意しています。
お楽しみ抽選会もあります。



日帰り旅行！

参加費は費用の一部。



ATM手数料無料

コンビニ・ゆうちょ銀行・提携銀行
ATMでの手数料無料(時間条件有り)

※手数料がかかった場合でも、
ひと月に10回まで返金します。

おでかけ先でも便利です。

詳しくは
JA担当者へ
お問い合わせください。